

# 海外經濟要録

## 国際機関

### △ガット第12回総会

ガット（関税および貿易に関する一般協定）第12回総会は、10月17日より11月30日までの6週間余にわたり、新加入のガーナ、マラヤの両国を含めた87締約諸国の参加のもとに、ジュネーブにおいて開催された。

今次総会の最も重要な議題は、明年1月1日より発足する欧州共同市場条約の検討に関する問題であつた。会期中ガットでは10月末各国閣僚級の出席する会議を開催してとくにこの問題を検討し、ガットと共同市場との効果的かつ継続的な協力関係の確立が望ましいことを確認した後、特別委員会に問題を移して、関税、輸入制限、農産物貿易、海外領土などの諸点をめぐる関係諸国間の見解の調整に努めたが、結局最終的な結論をうるに至らず、会期間委員会に持ち越すことになった。この問題は国際貿易の多角化、無差別化を基本的な目標とするガットの原則と直接関連を有するものであつて、ガットの存立それ自体に重要な影響を与えるものともいえるだけに、今後の動向に关心が持たれている。

懸案の対日35条援用撤回問題については、日本代表より重ねて撤回の要請がなされ、かなりの反響を呼んだものの具体的な進展がみられないままに終つた。しかし欧州共同市場の発足を間近に控えて、ペネルックス3国をはじめその他諸国とのこの問題に対する態度も日本側に有利になりつつあるとの観測も行われている模様である。

なお、次期総会の開催地について日本代表より東京に招致したい旨提案され、会期間委員会に付議された。

## 米州諸国

### △米国の公定歩合引下げ

ニューヨーク、リッチモンド、アトランタ、セントルイスの各連邦準備銀行は、11月15日その公定歩合を8月以来の3½%から3%に引下げたが、その後19日ボストン、22日フィラデルフィア、ミネアポリス、カンサスシティ、29日クリーブランド、シカゴ、サンフランシスコ、12月2日ダラスとそのほかの全連邦準備銀行がそれぞれこれに追随した。公定歩合の引下げは1954年春以来3年半ぶりのことである（本月号および前月号の海外経済事情欄参照）。

### △米国におけるCEDの金融制度調査

経済計画委員会（Committee for Economic Development—CED）では11月21日同会第15回年次総会において、新たに通貨信用調査会（an Independent Commission on Money and Credit）を創設し、向う3年間にわたり財政金融制度に関する全面的な調査、再検討に着手する旨発表した。この調査はフォード財団から50万ドルの融資を得て行われるもので、調査会のメンバーは9～18名の見当で12月中に各界より選定される予定である。

CEDは経済問題に関し調査研究を基礎とした政策立案、政府、財界などに勧告することを目的とする著名な実業家団体で、とくにマーシャルプラン実施に関して政府と議会との見解が分れた際は、政策勧告を行つて和解を成立せしめ、その結果当時CEDの会長であつたポール・ホフマン氏が経済協力局初代長官に就任したことで知られている。

CEDの理事会会長であり、かつフォード財団の理事長であるドナルド・K・ダビッド氏の説明によれば、この調査会の行う研究は広範かつ自由な性格のものであつて、研究対象には、連邦準備制度は金融政策の引締めおよび緩和に際し何を指標とすべきか、経済安定達成上どの程度金融財政政策に依拠すべきか、政府の租税政策および金融業規制制度は適当であるか、などの諸問題も含まれるといわれる。

調査会設置の発表に対してはすでに広く各方面より賛意が表明され、とくにこれが1908～11年のオールドリッヂ委員会（連邦準備制度の創設に導いたもの）以来50年ぶりの全面的な調査であること、本年の年頭教書において提案された大統領の金融制度調査会設置案が置きざりにされることなどにかんがみ、その成果が期待されている。

### △カナダの金利低下傾向

カナダ銀行の公定歩合は、8月における4.33%をピークとして漸落、11月末には3.83%に下降をみた。一方特許銀行（商業銀行）の流動比率（現金、day to day loanおよび財務省証券合計の預金に対する比率）は、7月末15.7%、8月末16.4%、9月末17.3%と上昇している。これは55年以来のブームで急激な拡大を遂げたカナダ経済が本年に入り横ばいなし下降傾向を示していること、また農、林産物、鉱産物を中心とする輸出の減退による生産下降から一般資金需要が弱まつてること、さらにはカナダ銀行が従来の引締め政策から買オペによる金融緩和政策をとり資

金供給面から生産の活発化を図つてゐること、などによるものと思われる。

このような事情を反映して、特許銀行のプライム・レートも5.75%から5.5%（12月2日実施）に引下げられ、さらにカナダ産業開発銀行（注）も公定歩合の低下傾向に追随、11月18日6.5%から6%に貸出金利を引下げた。

（注）1954年に産業開発銀行法により設立、資本金25百万ドル、カナダ銀行が全株所有、カナダ銀行総裁、副総裁、理事が同行総裁、副総裁、理事を兼ねる。とくに中小企業金融に重点をおいている。カナダ銀行の公定歩合は財務省証券入札レートにスライドして自動的に決定されるので、産業開発銀行の貸出金利はカナダ金融当局の意図を示すものとして注目されている。

#### ◇ベネズエラの投資計画

ベネズエラのヒメネース大統領は、昨年7月にパナマで開かれた汎米大統領会議において、汎米各国はラテン・アメリカ経済開発のため、それぞれ国家予算の3.75%を出資し、開発基金を設立することを提案したが、その出資率が高率すぎるなどの理由で反対された。しかしひべネズエラ政府はこの経済開発のための投資の決意を捨てず、開発援助を独力で進めて行くことを決定、そのため投資援助制度を法文化し、近く国会の承認をうける段階にまで進展している。

この投資計画はラテン・アメリカの経済開発に必要な資金を援助することを目的とするものである。これは従来資金援助をほとんど米国および西欧から仰いでいたのに対して新しい行き方を示すものであり、これが実現すればラテン・アメリカ域内経済協力はさらに強化されるものとして注目されている。ベネズエラは同案が国会を通過し次第、まずエクアドルに対し道路、住宅、灌漑用の建設資金として1500万ドルを貸付ける予定であり、その後パラグワイ、ハイティ、ボリビア、コロンビアへと漸次投資を拡大する計画である。

## 欧洲諸国

#### ◇共同市場・ユーラトム条約批准完了

去る3月25日調印された共同市場ならびにユーラトム両条約は、12月4日のオランダ上院の承認を最後に全6か国の批准が完了し、いよいよ明年1月より発足することとなつた。

共同市場条約によれば、明年1年を準備期間として1959年1月より関税の引下げ、輸入自由化の拡大など具体的な措置が採られることとなつているが、その実施に関しては現在国際収支の逆調、金・外貨準備の枯渇に悩むフランス

の動向が特に問題となろう。

しかしながら、長い間の懸案であつた歐州の経済的統合がようやくその緒についたことは歐州の将来にとり重要な意義を有するものであり、英國提案の自由貿易地域計画もこの共同市場を既成事実として認めざるをえず、英國の構想はさらに妥協を要請されることとなろう。

#### ◇ドイツ銀行のオランダ蔵券購入

ドイツ銀行（注1）は11月12日、オランダ政府との協定により2億ギルダー（約6000万ドル）のオランダ大蔵省証券を購入した。証券の期限は1年、金利は5%で、オランダ政府が為替リスクを保証していると伝えられる（内容不明）。

ドイツ銀行によるオランダ蔵券の引受は、1931年為替管理法施行以来絶えていた商業銀行による外国短期証券投資の復活として注目されており、ブンデス・バンクもこの措置はFPUの累積債権を減少せしめるとともに国内における金融機関の過剰流動性を減殺する効果を持つものとして、これを歓迎している。

西ドイツの市場金利は出超により公定歩合引下げ後も低下傾向をみせ、ブンデス・バンクの売りオペレートも1年物蔵券4%（公定歩合引下げ前4.5%）と低下、反面預金金利は1年物5%と高いため、商業銀行が有利な対外短期投資を求める傾向が漸次強まつてゐる。ドイツ銀行についてドレスデン銀行（注2）もシェーズ・マンハッタン銀行およびスイス商業銀行（Schweizerischen Bankgesellschaft）と共同で、ベルギーに対しドイツ銀行とほぼ同一条件で7500万スイス・フラン（約1800万ドル）の信用を供与することになり、さらに月末西ドイツ銀行を幹事とする銀行引受団（同行のほか、Deutsche Girozentrale, Rheinische Girozentrale und Provinzialbank）によつて、ベルギー政府に対し2000万マルクの短期信用（期間1年半、金利5.4%）が供与された。

かかる傾向が西ドイツにとつても、また金外貨準備の偏在に悩む西欧諸国にとつても望ましいことはいうまでもない。しかし、かかる傾向が将来も持続するか否かについては為替リスクの問題が決定的な役割を演じよう。ベルギー蔵券の引受は1%の金利差で行われたが、これには為替リスクの負担がないことが大きなファクターになつてゐる。しかしこれはきわめて特殊のケースであり、投資者が為替リスクを負担する場合には、先物カバーの費用が考慮されるので年1%程度の金利差では妙味に乏しいものとなろう。英國の蔵券金利が西ドイツの金利を2%以上上回つてゐるにもかかわらず、西ドイツの商業銀行の需要がないのはかかる事實を物語つてゐる。さらに、西ドイツの短期対外投資は投資先通貨の先物相場を下落させ、銀行の為替カバーのコストを増加させるので投資の妙味は次第に減少しよ

う。これらの点から考えて、今後西ドイツと外国との金利差が若干拡大するとしても西ドイツの銀行の短期海外投資が引き続き大幅に増加することは考えられず、西欧における外貨偏在問題の解決は、西ドイツにおける長期金利の引下げと長期海外投資の促進なくしては望み難いようと思われる。

(注1) 西ドイツ3大銀行の一つ。資本金2億マルク。

(注2) 西ドイツ3大銀行の一つ。" 124百万マルク

#### ◇フランス銀行の商業手形再割引限度引下げ

フランス銀行は、商業手形の再割引限度を更に15%引下げ7月10日現在の65%とし、12月1日より実施する旨決定した。商業手形の再割引限度は7月10日現在6,100億フランに達していたが、7、8月にそれぞれ10%ずつ引下げられ、さらに今回の引下げにより約3,965億フランになることとなつた。

今回の措置は対政府貸付枠が拡大(11月7日2,500億フラン拡大)されたので、民間信用面で引締めを強化するためにとられたものとみられる。

なお、年末の資金繰り繁忙期に対処するため、12月20日より明春1月9日まで一時的に再割引限度は7月10日現在の70%に引上げられる予定と伝えられる。

#### ◇日ソ通商条約の調印

去る9月に開始された日ソ通商交渉はようやく妥結、12月6日日ソ通商条約および貿易支払協定が両国代表者の間で調印された。同条約および協定は、①通商条約および在日ソ連通商代表部の法的地位に関する同付属書、ならびに②貿易支払協定および輸出入品目表に関する同付属書から成つている。

通商条約は全文15か条から成り、関税、貿易および海運に関する最惠国待遇を与えたものであり、またソ連通商代表部の法的地位に関する付属書は5か条から成り、代表部の組織、事業範囲、特権などを決めたものであり、条約の有効期間は5か年である。貿易支払協定では、貿易を増大するため相互に便宜を与えること、決済はポンド現金決済によることを定めており、全文9か条、有効期間は1か年となつていて。

貿易額は年間片道10百万ポンドが見込まれ、品目表によればソ連の主要輸出品は木材、石炭、原油、鉱石などで、また日本からの主要輸出品は船舶、魚類加工・かんづめ設備、工作機械、ペアリングなどが予定されている。

上記貿易額片道10百万ポンド(約30百万ドル)はそれほど大きくなはないが、これが実現されれば昨1956年のわが国の対ソ輸出入総額362万ドルであるからかなり大幅の増大であり、わが国にとっては少なからぬ重要性を有するものである。なお、これは共産圏との政府間通商協定としては

最初のものであり、業界においても今後の東西貿易の拡大に好影響を与えるものとしてこれを歓迎している。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇中東諸国における最近の産油事情

中東主要産油国における最近の原油の産出状況は次の通りである。

	(単位 千メトリック・トン)				
イラク	クエ	サウジ	イラン	カタール	5か国計
1~3月	2,959	11,256	8,788	8,131	1,497
4~6月	5,163	14,383	13,067	8,588	1,502
7~9月	6,300	16,293	14,801	9,482	1,838
7月	1,908	5,505	5,052	3,172	641
8月	2,028	5,501	4,812	3,200	591
9月	2,364	5,287	4,937	3,110	606
10月	2,272	5,353	4,363	3,200	576
1~10月計	16,694	47,285	41,019	29,401	5,413
前年同期	29,455	49,175	42,152	22,057	5,063

すなわち、本年7月以来の米国の10%輸入削減策の実施ならびに欧州諸国への需要の伸び悩みなどのため、産油高は9、10月ごろを境として、一応頭打ちの傾向にみられるがなお5か国合計では昨年の動乱前水準を10%以上もしのいでいる。増産テンポの最も顕著なのはイランであり最近月の産油高は昨年比約40%の増加であり、またクエイト、サウジアラビア、カタールの各国も10~20%の増加であるが、イラクのみは、シリア経由の送油管の送油能力が動乱前の4割減の状態にあるため、今なおその産出高は前年水準を約20%下回っている(送油管の修復は明年春までには完了の見込)。もつとも1~10月間の産油高の累計では、1~3月中の減産が大きく影響し、5か国合計では前年比5.5%減を示している。

上記のごとき最近における石油消費需要の停滞に伴つて、中東諸国における長期的な拡張計画についても、一部の修正を余儀なくされてはいるが、イラン、イラク、クエイトなどの主要産油国においては、引き続き港湾積出能力の拡充、新規送油管の建設などによる輸出増進計画をはじめ積極的な増産計画が進められており、この3国にて1960年までに約1億トンの産油増加がその目標とされている。

#### ◇インドにおける最近の経済動向と見通し

インドは11月上旬の議会で、第2次5か年計画についてその中核部門の推進と一部計画の繰延べとを正式に打ち出した。最近のインド経済は外貨事情、金融通貨情勢、物価動向など諸指標上から見れば悪化傾向の一服がみられるも

の、依然外貨危機とインフレ傾向の根本的改善にはほど遠く、ここに野心的といわれたインドの第2次5か年計画は実質上一つの転機を迎えたといつてよいであろう。

インドの外貨減少額は、7～9月間週当たり80百万ルピーから10月60百万ルピー、11月40百万ルピーと小幅になつてきており、累次にわたる輸入制限の効果がぼつぼつ現われはじめている。とはいっても、その外貨準備額は11月末で81億ルピー(6.5億ドル)と本計画開始前に比べ実に44億ルピー減、本年初来22億ルピーの減少ぶりで、準備銀行の通貨準備外貨保有法定限度40億ルピーを保持しえなくなつたため、8月には30億ルピーに、10月末には8.5億ルピーと大幅にその限度を引下げた。しかし輸入が資本財、食料品を中心とし、本年上半年で50億ルピーと前年同期を25%も上回り、他方輸出は伸び悩んでおり、今後厳しい輸入制限の効果が現われるとしても貿易逆調の幅を多少とも縮小しうるにすぎないであろう。

物価動向は卸売・消費者両物価指数とも8月をピークとして9、10月と微落を示しているが、これは政府の食糧政策——市中ストックの強制買上げ、米価最高価格決定など——および本年度産米豊作予想によつて食糧関係の物価指数が低下したためである。しかし消費財物価は依然上昇を続けており、また11月は総合指数でも反騰気配が伝えられるなど先行き楽観を許さない。また生産は前年同期を7～8%上回るペースでふえてきていたのが、5月以降その伸びに鈍化のきざしがうかがわれ(特に綿製品)その動向は注視を要する。

一方、金融情勢は金融閑散期(6～11月)でやや落着きをみせ、たとえば指定銀行の貸出についてみても、5月の公定歩合引上げ、7月の食糧品担保貸出の強い抑制など準備銀行の信用政策によつて今年閑散期の貸出減少額は前年より大きい(ピークとボトムとの比較では前年30億ルピー減に対し本年92億ルピー減)。しかし、この強い引締策にもかかわらず10月より貸出は増加に転じ、例年より貸出反騰の時期が早く、資金需要の強さを物語ついている。これは通貨動向についても同様で閑散期の減少額は前年より大きいが(同様前年2億ルピー減に対し本年10億ルピー減)、例年より早い9月から増勢に転じており、今後の繁忙期にこれら準備銀行の信用政策がどこまで奏効するか問題である。

インドのインフレ傾向は、財政投資支出増から生み出される購買力が限界蓄積性向の低さから新たな購買力となつてほとんど全面的に現れてくるところにその主因があるので、今後輸入制限に伴う消費財の供給減少と相まって、この傾向はインド経済を圧迫し続けるとみられる。もつともインドのような国の場合、生計費に占める食糧費のウェイトが大きいだけに食糧関係の量的・価格的安定が先決

で、現在の施策も重点をそこに置いているようであるが、その意味でインド有力紙コマース紙が“食糧増産へもつと計画の重点を指向すべきである”と主張していることは示唆に富むものと言えよう。

かくて第2次5か年計画は、ここ1～2か月間の再検討の結果、工業開発の重点部門の一つであつた肥料工場建設の延期、さらに計画の中核部門に入つてゐた発電所建設の一部も繰延べざるをえなくなつてきた。しかも現在の保有外貨状況および早急かつ多額の外資援助の期待薄の現状からみて、今後の開発は当初計画されたテンポに比べかなりスローダウンされた形でしか進めえないと思われる。

#### ◇日・イ賠償交渉の妥結

長らく懸案となつていた対インドネシア賠償問題は、11月末の岸首相の同國訪問に際して急速に妥結に向い、12月8日同國との間に原則的な点に関する覚書の仮調印が行われた。その主なる点は、①生産物、役務による純賠償額225百万ドル(最初から11年間は年平均20百万ドル、12年目は残額)、②貿易から生じた累積債権の放棄額175百万ドル、③経済協力4億ドル(日本の民間商社が20年間に同額の商業借款および投資を行い、日イ両国はこれを容易にするよう措置する)である。

対イ賠償問題解決にかように長年月を要したことについては、漸次引下げはしたものイ国が当初170億ドルという要求案を出してきたこと、政情が常に不安定で賠償が国内政争の具に供され、1952年2月沈没船引揚げに関して中間賠償協定が結ばれながらも、イ国議会で否決されてしまったことなどがあつたためである。

今回の妥結は、日本側が既往の貿易債権を棒引きにするなど大幅に譲歩してイ国側の純賠償4億ドル要求を実質的に認めた結果妥結したものと目されているが、この点に関しては今後ビルマとの再協議条項問題、韓国などに対する貿易累積債権取立交渉などで特に影響するところが大であろうとみられている。しかし、戦後12年を経て大口求償国であるイ国との間に賠償問題が解決をみたことは、今後東南アジアに対するわが国の政治的経済的活躍が気兼ねなくできる下地ができたという点で大きな意味があることは看過しえないのである。

イ国は最近経済的には財政インフレと外貨事情の困難に直面しており、加えて政治面でも国内的なお不安があり、しかもオランダとの間に西イリアンの帰属をめぐつて対外的な紛糾に巻き込まれ、その進展のいかんによつては経済的に大きな変革をもたらすであろうと予想されている。かような時に賠償問題が解決したことはイ国にとっては心強いことであろうが、わが国にとっては賠償実施に際して意を用いる必要がある。

#### ◇豪州における貿易収支基調の変化

豪州の国際収支は昨年より顕著な好転を示し、中央銀行保有外貨は昨年4月の258百万豪ポンドを底として12月には317百万豪ポンド、本年9月には472百万豪ポンドに達した。かかる国際収支の好転は、昨年末より本年初頭にかけての羊毛価格の騰貴と輸入制限ならびに金融引締政策による輸入減少によつてもたらされたものであつた。しかし最近に至り1年余におよんだ外貨受超の基調に変化が生じたものとみられるに至つた。

すなわち、外貨残高は8月以降わずかながら減少に転じ、貿易収支に関しても出超の幅はかなり狭まつてゐる。四半期別輸出額をみると、本年1～3月期の278百万豪ポンドをピークとして7～9月期には208百万豪ポンドに減少している。一方輸入額は本年1、7月の輸入制限解除により月を追つて増加している。

今後の貿易動向をみると、羊毛価格が引き続き軟化していく上に、干害によつて小麦が大減収となりほとんど輸出余力がないため、本年度輸出額は前年度に比し100百万豪ポンド以上減少するものとみられている。他方輸入は漸増を続けるものと予想される。したがつて、今後外貨保有額は減少傾向をたどるものと思われる。

同国政府は以上の傾向を基本的な国際収支の悪化とはみておらず、また保有外貨も豊富であるが、貿易省は輸入制限解除には慎重な態度をとつてゐる。もつとも、国内の景況は比較的沈滞しており、一昨年の場合と異なり輸入が急激に増加することはないものとされている。

次に、豪州の国際収支の基調が変化したことは、海外スターリング地域全体の外貨収支に相当深刻な影響を与えることと思われる。周知のごとく、昨年後半来インドは急激に外貨準備を消尽し、昨年6月から本年6月までの引出額は約1億7千万ポンドにのぼつてゐる。しかし豪州の外貨增加約1億5千万ポンドがインドの減少分をおおむね相殺し、その他ニュージーランド、南ア連邦の外貨漸増もあつて、海外スターリング諸国全般の外貨残高は約15億ポンド前後で、ほぼ横ばいを続けてきた。

しかるに、7月以降豪州の国際収支受超が止んだにもかかわらずインドの外貨減少は依然続き、さらにニュージーランド、パキスタン、南ア連邦がいずれも国際収支悪化の兆候を示しはじめた。

かかる海外スターリング諸国の外貨事情悪化はこれら諸国的主要輸出品価格の下落と各国の開発支出増大によるが、これらの傾向が急速に改まることがないすれば、海外スターリング諸国全体の外貨ポジションは今後かなりの悪化をみるものと予想される。

#### ◇ニュージーランドにおける国際収支事情と総選挙

ニュージーランドの国際収支は昨年から今年にかけて均衡状態を続けてきたが、最近再び悪化のきざしが見えはじめた。すなわち7～9月期における国際収支は、受取67百万豪ポンド(前年同期62百万豪ポンド)、支払95百万豪ポンド(同79百万豪ポンド)、差引28百万豪ポンドの払超(同17百万豪ポンドの払超)と支払超過の幅は前年に比しかなり拡大している。

季節的入超期を迎えるにあたり、同国の外貨準備は9月末83百万豪ポンドと昨年9月の87百万豪ポンドを下回り、必要最低限と言われている80百万豪ポンドの線に接近しつつあるので、今後この線を維持することは困難とみられている。

一昨年の国際収支悪化に際して、同国準備銀行は公定歩合の引上げと支払準備率の引上げを中心とする金融引締政策を実施し、以後引締めの基調を堅持してきた。それにもかかわらず再び国際収支が悪化するに至つたのは、経済開発の進行もさることながら、輸出商品価格下落の影響も少なくなかつたからである。

11月30日に行われた総選挙の結果、与党たる国民党はわずかの差で敗れ、労働党が8年ぶりに政権に復帰したが、これは従来の金融引締政策の継続が政治的に限界に達したことを見せるものであつて、労働党は対内的には財政投資の増大、対外的には直接貿易制限の復活という政策を採るものと推測される。

#### ◇中共、工業・商業および財政管理権の一部を地方に移管

中共國務院は11月15日、工業、商業および財政管理権の一部を地方に移管するため、それについて管理制度の改善に関する規定を公布、明年1月1日から実施することとなつた。

これら産業および財政管理権の地方移管は、すでに昨秋の中共八全大會でその方針が打ち出され、その後1年余の検討を経てようやく公布されるに至つたものである。

いまその主な内容をみると、以下のとおりである。

まず、工業管理制度の改善に関する規定では、現在中央が直接管理している企業の一部を省、自治区、直轄市の管理の下に置き地方企業とすることとしている。地方に移管される企業は、①軽工業および食品工業の大部分(紡織工業はまず一部を移管し、実情をみた上で漸次その範囲を拡げる)、②重工業のうち小規模なもの(ただし軍需および技術の複雑なものを除く)、③森林工業部関係の大部分④交通部の管理する港湾と企業の一部、⑤建築工業のうち土木関係部門、などが挙げられている。なお移管された企業から生ずる利潤の配分は地方20%、中央80%の比率とし、それを3年間変更しないとしている。また企業の責任者の権限を増大するため、從来中央から指示を必要とした生産計画に関する12項目の指標(生産総額、主要品の

生産高、新製品の試作、重要な技術経済ノルマ、コスト引下率、コスト引下額、従業員総数、年末労働者数、賃金総額、平均賃金、労働生産性、利潤)を4項目(主要生産品の生産量、従業員総数、賃金総額、利潤)に減らし、その他を企業責任者の裁量に委ねることとしたほか、人事の面でも一般的従業員の管理は企業責任者に任せることとしている。

次に、商業管理制度の改善に関する規定では、中央の各商業部が管理しているもの一部を地方に移管するとともに、地方商業機構(国営商店、供銷合作社、公私合営商店)の設置を地方人民委員会の決定に委ねることとしており、また中央からの指示を要する商業計画上の重要指標も4項目(買付計画、販売計画、労働者総数、利潤)に減らされさらに食糧関係および外国貿易以外の中央各商業部門の利潤は地方20%、中央80%の割合で配分されるほか、一部商品について価格の決定権も与えられることになつていている。

最後に、財政制度の改善に関する規定では、地方政府の収入を経常収入、企業利潤の分配による収入、中央からの交付金の3種に、支出を経常支出と中央から交付を受けて支出するものの3種に分類することとし、地方に収入の範囲内で支出を自由に案配する権限を与える、また剩余金の次年度繰越を認めるなど、産業の地方分権化にともなつて、地方の財政管理権の拡大を規定している。

なお、今回の措置を採った理由として、中央当局は、①地方に積極性を高め地方の創意を期待する、②地方の生産と需要とをより計画的に調整させ物資の交流の円滑化を計る、③中央の機構を縮小することにより、官僚主義を矯正する、などの3点を挙げているが、これはまた、地方行政機関の行政能力がようやく向上したことを示すものとみられている。

#### ◇中共における硬貨および10元券の発行

中共國務院はこのほど中国人民銀行に対し、12月1日より1分、2分、5分の3種の硬貨および10元券を発行することを指令した。

硬貨の発行は今回が初めてであり、これについて当局は最近金融および物価情勢が安定し、人民券に対する一般の信頼が高まつてゐるために採られた措置であると発表している。なお新硬貨は紙幣と同時に流通する。

一方、10元券の発行はすでに一昨年の通貨措置當時から決定されていたものの、今日まで実際には発行されていなかつたもので、これについて当局は経済の発展につれ、取引額が増大し、従来の最高額である5元券では取引に不便が感ぜられるに至つたためであると説明している。ちなみにすでに発行されている人民券の種類は、5元、3元、2元、1元、5角、2角、1角、5分、2分、1分の10種であつた。

#### ◇中共における最近の主要自由諸国との貿易状況

中共の上半期における主要自由諸国16か国との貿易は、輸出277百万ドル、輸入211.3百万ドルで差引65.7百万ドルの出超となつた。これを昨年同期に比べると、輸出は9.7%の増加にとどまつたが、輸入は47%増と著増している。

輸出入を地域的みると、アジア諸国(6か国)の輸出入額に占める比率は輸出では72.4%、輸入では40.7%で、輸入に占める比重は低く、そのため中共はアジア諸国に対して大幅な出超(114.7百万ドル)を示している。

また輸出入について地域別に前年同期と比較すれば、輸出面ではアジア諸国が15%増加したが、その他の諸国(10か国)は4%減少しており、一方輸入面では、アジア諸国が33%、その他の諸国が58%、それぞれ増加しており、特に欧州諸国からの増加が目立つてゐる。

次に、輸入について主な対手国をみると、日本が29百万ドルで最も多く、以下エジプト27百万ドル、セイロン23百万ドル、スイス22百万ドル、西ドイツ20百万ドルなどの順で、また前年同期に比べて増加の顕著な対手国をみると、インドネシアおよびスエーデンが4~5倍に増大したのは別として、スイス82%、西ドイツ60%、エジプト58%、フランス47%とそれぞれ増加しており、わが国の増加率が28%であることと比べて西欧諸国の増加率は高い。

上半期における国別貿易実績は次表のごとくである。

(単位 百万ドル)

区分	中共の輸入			中共の輸出			出入(-)超	
	1956	1957	増減率 (%)	1956	1957	増減率 (%)	1956	1957
ア ジ ア			%			%		
香 港	9.2	11.0	19	90.1	100.2	12	80.9	89.2
日 本	22.4	28.8	28	39.6	44.2	11	17.2	15.4
セ イ ロ ン	16.3	22.7	40	7.4	7.5	—	8.9	-15.2
マ レ ィ ャ	0.8	1.9	173	21.9	28.8	31	21.1	26.9
バ キ ス タ ン	12.2	5.9	-5.1	0.3	3.8	1,166	-11.9	-2.1
イ ン ド ネ シ ア	3.7	15.7	324	13.9	16.2	165	10.2	0.5
小 計	64.6	86.0	33	173.2	200.7	15	108.6	114.7
欧州ほか								
西 ド イ ツ	12.5	20.1	60	27.0	20.6	-24	14.5	0.5
英 国	13.3	12.2	-8	14.4	17.9	24	1.1	5.7
ス イ ス	12.1	22.1	82	12.1	6.7	-44	0	-15.4
フ ラ ン ス	8.8	13.0	47	6.0	8.3	38	-2.8	-4.7
イ タ リ ア	4.5	6.4	49	4.2	3.0	-28	-0.3	-3.4
芬 蘭	3.4	4.2	23	0.9	3.3	264	-2.5	-0.9
ス ウ エ ー デ ン	1.7	9.5	458	1.2	1.2	—	-0.5	-8.3
オ ラ ン ダ	1.7	2.4	41	5.5	5.0	-9	3.8	2.6
エ ジ プ ト	17.0	27.0	58	5.6	7.7	37	-11.4	-19.3
豪 州	4.1	8.4	105	2.4	2.6	8	-1.7	-5.8
小 計	79.1	125.3	58	79.3	76.3	-4	0.2	-49.0
合 計	143.7	211.3	47	252.5	277.0	9.7	108.8	65.7

翻つて、本年1~9月間のわが国の対中共貿易(通関統計)は、輸出42百万ドル、輸入66百万ドルで、昨年同期に比べると輸出6%、輸入9%それぞれ増加しているが、しかし昨年同期の増加率が輸出95.5%、輸入3.4%であつたことをみれば輸出の増加率はきわめて低下している。